

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 8月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋屋上西壁付近に使用していないと思われる仮設ケーブルが認められたため、当該ケーブルを調査・撤去	D	
2	1号機	原子炉格納容器不活性ガス系窒素ガス供給装置の加温・攪拌用蒸気圧力計の接続部に水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	廃棄物処理系廃液排出設備制御盤の漏電装置動作により3個の警報の同時発生が認められたため、当該装置を調査	D	
4	2号機	主発電機密封油装置真空ポンプ（A）のドレンチャンバのドレン1次弁に動作不良（ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系給排気制御回路のタイマーリレーの点検において、当該リレーの調整つまみの欠落が認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）メカニカルシール用クーラ出口圧力テスト弁にシートリーク及び閉止プラグに水のにじみが認められたため、当該弁及び閉止栓を点検・修理	D	
7	4号機	タービン建屋換気空調系常用冷却装置（B）の冷却用海水入口弁のグランド部より水のリーク（7秒に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	燃料交換機用制御用計算機のソフトウェアの改造工事において、機上操作盤表示画面に不要文字が表示される事象が認められたため、当該ソフトウェア変更	D	
9	5号機	燃料プール冷却浄化系復水貯蔵タンクドレン供給空気駆動弁の制御用電磁弁にシートリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	プロセス主建屋屋上避雷針用接地線に亀裂及び止め具の外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	プロセス主建屋屋上設置の梯子（2箇所）とタンクベント配管サポートに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	集中環境施設	ペレット等固化設備ドラム缶キャッピング装置のシリンダー駆動用空気配管接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	その他	化学消防車の日常点検において、薬液レベル計の弁のハンドル部の外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで